

# 長崎県介護支援専門員連絡協議会 研修補助金支給規程

現場支援委員会

## 第1条 基本方針

介護支援専門員の資質向上に資すると判断できる、主に県外の研修会等への参加に際し、必要に応じ参加費等の出張費用の一部又は全額を補助することで、次世代の人材育成及び専門性の向上を図り、職能団体としての水準を高める。

## 第2条 研修補助金支給対象者について

以下のいずれかの項目に該当するものは補助金支給が適当であるものと見做す。

- ① 本会会員であること(但し本会会員登録3年以上)
- ② 講師バンク登録者であること
- ③ 本会各委員会委員であること

## 第3条 補助金支給対象研修について

補助金対象研修は現場支援委員会において以下のとおりに選定する

- ① 日本介護支援専門員協会主催研修会(全国・九州)
- ② 日本ケアマネジメント学会主催研修
- ③ 厚生労働省主催研修
- ④ 会員等より補助金支給依頼があった研修
- ⑤ その他、現場支援委員会において必要と認められる研修

## 第4条 補助金申請について

補助金支給申請については以下のとおりの手順で行う

- ① 本会指定の申請様式に必要事項を記入の上、申請を行う
- ② 現場支援委員会において、研修内容等を精査後、支給の可否を決定する

## 第5条 補助金支給額について

補助金対象額については、現場支援委員会において以下のとおりに決定する

- ① 研修会の場所並びに参加費等により、補助額を決定する
- ② 補助額については、当該年度の収支状況を勘案し、年度予算の範囲内で決定する
- ③ 行政及び所属事業所等から出張旅費が支給されている場合には、対象外とする

## 第6条 研修内容の報告について

研修参加者は、参加内容を以下の方法で、本会へ報告する

- ① 本会事務局へ指定の研修報告書にて、提出する
- ② 必要に応じ、本会研修会及び本会ホームページ等において伝達を行う

<附則>

この規程は平成26年9月1日より施行する。